

水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する
基本計画（第9次滋賀県栽培漁業基本計画）の策定について

1. 計画の概要

- ・ 漁場の生産力を高めるため、沿岸漁場整備開発法第7条の2（昭和49年法律第49号）に基づき、国の基本方針に沿った内容で各都道府県が定めることができる計画。
- ・ 計画の内容は、国の方針を受けた指針、放流する魚種、放流数量の目標、技術開発、調査、その他必要な事項。
- ・ 本県では、昭和59年に第1次滋賀県栽培漁業基本計画を策定して以来、8次にわたり計画を策定し、種苗放流等を展開してきたところ（第8次計画期間：令和4年度～令和8年度）。
- ・ 第9次計画期間：令和9年度～令和13年度（5年間）
- ・ 次期計画は、現計画の事業効果等の検証を行い、対象魚種の資源水準、資源管理の取組および施設の規模等を勘案して策定。

2. 第8次計画における種苗放流量の目標

魚種	サイズ	第8次計画	R7実績	備考
ニゴロブナ	全長 20mm	1,200万尾	1,074万尾	
	全長 120mm	120万尾	104.5万尾	
アユ	全長 5mm	24億尾	50.1億尾	
ビワマス	全長 60mm	70万尾	33.4万尾	
セタシジミ	殻長 0.3mm	2,400万个	2,911万个	
ウナギ	体重 20g	2トン	1.2トン	
ワタカ	全長 50mm	20万尾	－	放流はR5より休止
ゲンゴロウ	全長 20mm	100万尾	－	
ブナ	全長 120mm	－	14.2万尾	

3. 策定までのスケジュール（案）

令和8年5月	琵琶湖海区漁業調整委員会（計画策定の報告） 県議会環境・農水・企業常任委員会（計画策定の報告）
令和8年8月～12月	第9次滋賀県栽培漁業基本計画素案の作成 検討会構成：県漁連、水産振興協会、水産課、水産試験場
令和9年1月	琵琶湖海区漁業調整委員会（計画原案の協議）
令和9年2月	第9次滋賀県栽培漁業基本計画案の作成
令和9年3月	県議会環境・農水・企業常任委員会（計画案の報告） 琵琶湖海区漁業調整委員会（計画案の諮問）
令和9年3月末	第9次滋賀県栽培漁業基本計画策定、公告